

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から48年3月まで
昭和47年4月から48年3月までの期間について国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答が社会保険事務所からあった。
納付書が送付されれば間違いなく納付していたはずで、A銀行B支店やC市役所D支所で納付した。
領収書等はないが、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は結婚した昭和46年11月以降、申立期間を除き、未納期間は無く、申立期間の前後の期間は、任意加入期間にもかかわらず、付加保険料を含めた国民年金保険料が納付されているなど、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は結婚により昭和46年11月に任意加入しているが、結婚前から付加保険料も含めた国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、C市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、昭和47年度の国民年金保険料納付書は、申立人に対して年度当初に送付されていたことが確認できる。

加えて、申立人が納付場所として主張するA銀行B支店は昭和7年に開設されていたことやC市役所D支所は46年から平成元年まで存在し、国民年金保険料の収納事務も行っていたことが確認でき、申立人の主張に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から54年3月まで
社会保険事務所に申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、国民年金の納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。
昭和50年10月ごろに、夫が過去2年間分の夫婦二人分の国民年金保険料をA市B支所で納めた、と夫から聞いている。金額は一人分で2万数千円だったとのことである。
申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金の手続や保険料の納付を一緒に行ってくれていたと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は婚姻後の昭和44年7月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できるほか、社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和62年度から平成元年度までの納付年月日は夫婦とも同一年月日であることが確認できることから、基本的には夫婦一緒に国民年金の手続や納付が行われていたものと考えられる。ところが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び社会保険庁のオンライン記録によれば、夫については昭和53年7月から62年3月までが申請免除期間となっているにもかかわらず、妻である申立人については54年4月から62年3月までが申請免除期間となっており、申立人の申請免除期間の始期が夫に比べて9か月遅れているのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和48年10月から53年6月までについては、

申立人は、夫が当該期間について夫婦二人分を一緒に納付してくれていたと主張しているが、当該期間についてはその夫も申立人と同様に未納となっている。

また、申立人は、夫が昭和 50 年 10 月ごろに A 市 B 支所において、過去 2 年間分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、市役所の支所では、保険料の過年度納付を行うことはできない。

さらに、申立人の夫は、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月以降については、納付した記憶が明確ではない。

加えて、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 53 年 9 月 1 日）及び資格取得日（同年 11 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 2 月 16 日にA社の所有する漁船に乗り組み、55 年 9 月に退職するまで国外において数度の漁に出た。この期間につき社会保険事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、53 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までは未加入であるとの回答であった。

申立期間は有給休暇中で、会社の就業規則に基づき給与が支給され、船員保険料も控除されていたはずであり、他の休暇下船中は船員保険に加入しているのに申立期間だけ未加入であるのは不自然だと思うので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和 52 年 2 月 16 日に船員保険の資格を取得し、53 年 9 月 1 日に資格を喪失後、同年 11 月 1 日に同事業所において再度資格を取得しており、同年 9 月及び同年 10 月の申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立人と同様にA社所有の船舶の機関長であった同僚は、「申立人はA社で他の船舶の機関長をしており、昭和 52 年 2 月から 55 年 9 月ごろまで継続して在籍していた。」旨回答していることから、申立人が申立期間において当該事業所に在籍していたことを推認することができる。

また、申立期間と同様に、申立人が保管する船員手帳の備考欄に「休暇下船」と記載されている期間につき、申立期間を除く9回の休暇下船期間はいずれも船員保険に加入しているにもかかわらず、申立期間のみ未加入となっているのは不自然である。

さらに、申立人の同僚2名は、複数の休暇下船期間が船員手帳に記載されていると回答しているが、社会保険庁の記録では船員保険加入期間の中断は無いことから、当該事業所では休暇下船期間中においても船員保険の被保険者資格を喪失させない取扱いであったことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険庁の記録から24万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年9月及び同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、当該期間は第 3 号被保険者期間として記録されており、保険料納付の事実は確認できないとの回答をもらった。

私は、昭和 61 年 4 月から国民年金の第 3 号被保険者となったが、その後も、実家の母から送金を受けて A 市 B 支所に保険料を納付していた。申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、支払った保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の任意加入から第 3 号被保険者への切替えは、第 3 号被保険者制度発足によって、昭和 61 年 4 月 1 日付けで行われており、社会保険庁の記録によると、当該事務手続は、同年 7 月 15 日に処理されていることが確認できる。

また、申立期間は、A 市が保管する国民年金被保険者名簿においても第 3 号被保険者とされていることから、毎年、納付書が送付されていたことは考え難く、仮に、申立期間について、保険料が納付された場合には、第 3 号被保険者であることから、保険料は過誤納として還付されることになるが、還付された記録は見当たらない。

さらに、申立期間は 48 か月と長期間であり、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、当該期間について保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間については、A区に所在する事業所に勤務したが、入社後、厚生年金保険には加入せず、個人的に国民年金に加入し納付書により保険料を納付した。同区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことは間違いないので、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月A区に転入後、同区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、2か月か3か月ごとに保険料を区役所で納付したと説明しているが、納付方法、納付金額等の納付状況が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年4月30日にB市で払い出されており、それ以前に、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できない。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、昭和46年4月から48年12月までは、時効により保険料を納付することができず、49年1月から50年3月までは、過年度納付が可能であったが、過年度納付されたことを示す資料は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの期間及び41年4月から46年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年2月から40年3月まで
② 昭和41年4月から46年11月まで

国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。結婚前は父親が納付してくれていた。結婚後は市から送られてきた納付書で銀行に納めた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の父が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は保険料の納付等に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する3冊の国民年金手帳の「国民年金印紙検認記録」欄の申立期間①に係る箇所には検認印が押されていない。

申立期間②について、申立人が保険料を納付したとしているが、申立人は、保険料の納付金額、納付時期等に関する記憶が明確でなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳によると、申立人は、社会保険庁の記録どおり、昭和41年8月24日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間②のうち同年8月以降は未加入期間となることから保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 42 年 7 月までの期間、43 年 5 月から 44 年 10 月までの期間及び 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 42 年 7 月まで
② 昭和 43 年 5 月から 44 年 10 月まで
③ 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろに国民年金の加入手続を役場で行った。その後、夫が厚生年金保険の被保険者となったため、国民年金の加入は任意であると聞いていたが、申立期間①及び②については、57 年から 58 年ごろに A 社に勤めていた時に、区長（行政連絡区長）が役場から預かってきたとして国民年金保険料の納付書を 10 年分ほど渡され、後日、役場の窓口で担当の女性に 2 回から 3 回に分けて保険料を納付しており、未納とされているのは納得できない。また、申立期間③については、毎月末に区長が自宅に来て国民年金保険料を収集しており、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和 57 年から 58 年ごろの時点では時効により納付できない期間である。

また、特例納付については、最後の特例納付（第 3 回）の実施時期は昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月までであり、57 年から 58 年ごろには特例納付は実施されていない。

さらに、申立人が保険料を納付した昭和 57 年から 58 年ごろに役場の国民年金担当者であったと記憶している職員について、B 市に照会したところ、当該職員の在職期間は、59 年 4 月から平成 3 年 3 月までであったと

しており、申立人の主張と相違している。

申立期間③については、B市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険庁が管理するオンライン記録では未加入期間となっており、加入手続を行った形跡が見当たらない上、申立期間③直前の1年間は厚生年金保険の被保険者期間であり、会社を退職後の昭和58年4月以降に国民年金の加入手続を行ったかどうかの申立人の記憶は曖昧である。

また、申立期間③の国民年金保険料の納付方法について、申立人は「毎月末に区長を通じて納付していた。」と主張しているが、制度上毎月納付が可能となったのは昭和61年4月以降である。

このほか、申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年3月まで
国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和48年6月28日に被保険者資格を喪失し、申立期間の保険料は還付されているとの回答をもらった。
資格喪失手続きをしたことも、保険料を還付されたことも記憶が無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する昭和48年度の国民年金保険料領収書により、申立期間を含む同年度の国民年金保険料を昭和48年12月4日に納付したことが確認できる。

しかしながら、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和48年6月28日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間は未加入期間であることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、上記の名簿及び台帳のいずれにも、申立期間の国民年金保険料に係る還付処理の記載があり、この記載内容に不自然な点はなく、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 41 年 3 月までの期間、41 年 10 月から 42 年 12 月までの期間及び 56 年 4 月から平成 11 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 41 年 10 月から 42 年 12 月まで
③ 昭和 56 年 4 月から平成 11 年 7 月まで

国民年金保険料は、毎月、店に来ていた A 市の集金人に夫の分と一緒に国民年金手帳にお金を挟んで渡していた。

その後、町内の方が集金に来た。いつまで来たのか分からないが保険料はすべて支払っている。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料については、婚姻前には納付したことが無く、婚姻後は夫の分と一緒に、A 市の集金人に渡していたと主張しているが、申立人は昭和 38 年 10 月に婚姻していることから、申立期間①のうち 37 年 7 月から 38 年 3 月までの期間については過年度納付となり、集金人による納付はできない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間①のうち、昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの期間については、時効消滅の押印がある上、同期間及び申立期間②については、申立人の夫の保険料は 1 年分まとめて納付されており、毎月夫の分と一緒に納付していたとする申立人の主張とは相違している。

申立期間③については、申立人の夫（昭和 59 年 9 月死亡）の保険料も 56 年 4 月から 59 年 8 月まで未納となっている上、申立人は、48 年ごろから町内の集金人に保険料を渡していたが、同人の転居後（時期は不明）の

保険料については、集金に来なかったし、申立人自身が銀行で納付したことも無いと供述しており、保険料を納付していなかったことがうかがえる。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電算記録）では、申立期間のすべてについて、保険料を納付した記録が無く、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

加えて、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月から53年6月まで
社会保険事務所に申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、国民年金の納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。
昭和50年10月ごろに、過去2年間分の夫婦二人分の国民年金保険料をA市B支所で納めた記憶がある。金額は一人分で2万数千円だったと記憶している。
申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について夫婦二人分を一緒に納付したと主張しているが、申立期間については、その妻も申立人と同様に未納となっている。

また、申立人は、昭和50年10月ごろにA市B支所において、過去2年間分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、市役所の支所では、保険料の過年度納付を行うことはできない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月以降については、納付した記憶が明確ではない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで
将来のために国民年金は必要だと母親から勧められて、33歳のときにA町役場へ出向き自分で加入手続をした。そのときに、保険料を納める紙はもらったが、年金手帳はもらっていない。
また、国民年金保険料の納付方法は、自分が毎月、A町役場に出向き納付した。
申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日として昭和41年1月11日と記載されているとともに、被保険者の種別として、任意加入したことを意味する「任」の表示が確認できるし、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によっても、申立人が所持する年金手帳は同年1月28日に払い出されたことが確認できる上、任意加入したことを示す「任」の表示が確認できる。

したがって、申立期間は未加入期間のため、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月から 24 年 5 月まで
昭和 21 年 1 月から 24 年 5 月まで勤務したA社について厚生年金保険に加入した事実が確認できなかったとの回答をもらった。
私は、昭和 19 年 1 月に当該事業所に入社し、20 年 2 月に軍隊に入隊し、終戦後の 21 年 1 月から復職した。当時の給与明細書は保管していないが、24 年 5 月の退社まで厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は終戦後、昭和 20 年 12 月ごろに実家に戻り、その後 2 年間、A社に勤務してから別の会社に勤務したと供述しており、申立ての勤務時期に矛盾がみられる。

また、当該事業所の代表取締役は既に死亡しており、事業所も解散していることから、申立てを確認できる関連資料等はないが、事業主の親族は、「申立人は、私と親戚関係ですが、戦後、A社では働いていなかったはずです。」と証言をしている。

さらに、申立人が記憶していた同僚 3 名（上司等 2 名、後輩 1 名）は、既に死亡しており、証言を得ることができない。

なお、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の番号は連番で記載されており、欠番もなく、申立人の氏名はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。